

障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 障害者の相談支援体制の充実を図るにあたり、次に関する事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 障害者相談支援センターの検証を踏まえた取組
- (2) 指定特定相談支援事業所の拡充に向けた取組
- (3) 計画相談支援の充実に向けた取組
- (4) その他、障害者の相談支援体制に関連する必要な事項

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 障害当事者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害者相談支援センター事業受託法人
- (4) 関係団体代表者

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

第5条 懇談会の公開等については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年条例第2号）によるものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

(懇談会の公開)

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。